

第3期

北区子ども・子育て支援事業計画

— わかりやすい版 —

令和6年12月





Q

「子ども・子育て支援事業計画」って何ですか？

令和7～11年度の5年間で、北区の子どもの数の変化を想定して、

「小学校に入る前の教育や保育（保育園や幼稚園）について」

「子どもや子育てをサポートする事業（地域子ども・子育て支援事業）について」

を、どのようにしていくか、まとめた計画です。





(1) 保育園 認定こども園

＼これからは／

- 保育園の**待機児童がおおむね解消**されたので、認可保育所等の公募は当面行いません。
- 引き続き、地域ごとに保育園が必要かどうかを分析し、必要な対応を図ります。
- 多様なサービスを選択できるように、保育事業の充実を図ります。

(2) 幼稚園 認定こども園

＼これからは／

- 就学前教育の充実**と、未就学児の子育て家庭の支援を図るため、区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。



地域子ども・子育て支援事業

★がついた事業は第3期事業計画から新たに事業化されたものです



(1) 利用者支援事業



＼こんなことをします／

- 子ども、保護者、妊娠している方が、**教育・保育施設（幼稚園や保育園）、地域子育て支援事業が利用しやすくなるよう**、情報の収集と提供を行います。
- 必要に応じて相談や助言**、関係機関との連絡・調整をします。

＼これからは／

- 「**きたハピ☆子育てあんしんステーション**」で、一体的な相談支援を行います。
- 気軽に相談できる、身近な場所として「地域子育て相談機関」の設置を進めます。
- 子ども家庭支援センター**は、当事者目線の寄り添い型の相談や支援をしていきます。



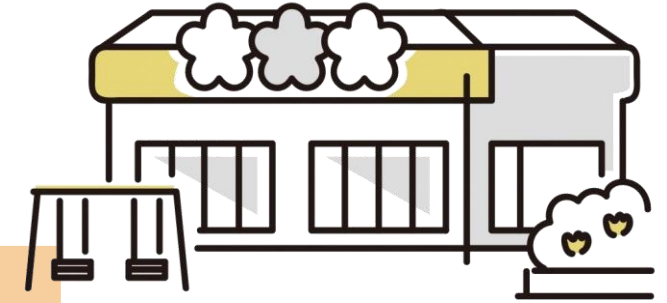
(2) 地域子育て支援拠点事業



＼こんなことをします／

- 乳幼児と保護者同士の**交流**の場所をつくれます。
- 子育てについての相談、情報の提供、助言や援助を行います。

北区では…児童館（子どもセンター、子ども・ティーンズセンター、子ども交流館）が21か所、子ども家庭支援センター、民設子育てひろばが2か所あります。



＼これからは／

- 児童館**は、乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進めます。
- NPOなどと連携し、商店街の空き店舗などを活用した、気軽に集える場所を増やします。
- 子ども家庭支援センター**は、
乳幼児親子の遊びと交流の場、情報提供、育児やしつけなど身近な相談窓口とします。

(3) 妊婦健康診査



＼こんなことをします／

妊婦の健康診査として

①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、を実施します。

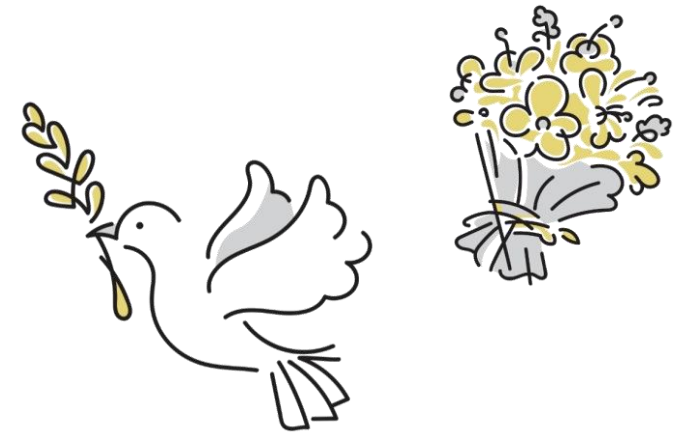


(4) 乳児家庭全戸訪問事業

＼こんなことをします／

生後4カ月までの乳児のいる**すべて**の家庭を訪問し、

子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。



◎北区では **赤ちゃん訪問（新生児訪問）～子育て応援団事業～** として実施しています

(5) ★産後ケア事業



＼こんなことをします／

助産院などの宿泊や日帰り利用により、心身のケアと休息を取ることで、**産後の疲労回復を図ります。**

◎北区では **産後ショートステイ／産後デイケア** として実施しています



(6) 養育支援訪問事業



＼こんなことをします／

保健師や社会福祉士が、**養育支援が特に必要な家庭**を訪問し、養育に関する**指導、助言等**を行います。

「養育支援が特に必要に家庭」とは…

○出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者
⇒育児不安の解消、養育技術の提供等のための相談・支援

○不適切な養育状態にある家庭
⇒虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援



(7) ★子育て世帯訪問支援事業

＼こんなことをします／

○家事・子育てに不安や負担のある子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を、訪問支援員が訪問します。

○不安や悩みを聴き、**子育てや家事を支援**することで、子育て環境を整え、虐待のリスクを未然に防ぎます。

(8) ★児童育成支援拠点事業

令和9年度から実施予定



＼こんなことをします／

- 家庭環境に課題があり、**家庭や学校に居場所のない子どものために、居場所を設置**します。
- 食事の提供や生活習慣の形成、学習のサポートや進路相談など、様々な課題に応じて、広く支援を行います。

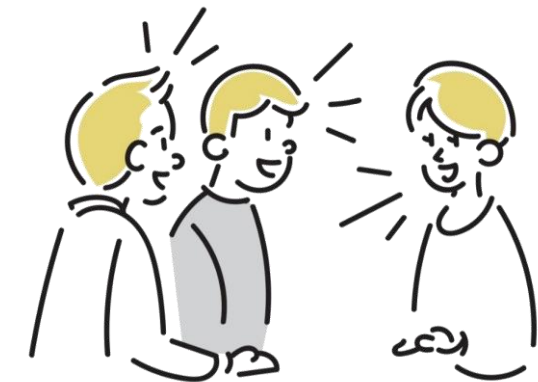


(9) ★親子関係形成支援事業

令和9年度から実施予定

＼こんなことをします／

- 子どもとの関わり方や子育てに、悩みや不安を抱えた保護者を対象**に、講義や**グループワークなどの**プログラムを実施します。
- 保護者同士で、悩みや不安を共有し、情報交換ができる場を設けます。





(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

＼こんなことをします／

- 仕事や病気、出産等で、子育てが一時的に難しいときに児童福祉施設や協力家庭（自宅）で、一時的に預かります。
- 虐待のリスク等がみられる場合には、児童を養育するとともに、生活指導や行動の観察を行い、保護者の支援を行います。

◎北区では 乳幼児ショートステイ/子どもショートステイ/協力家庭ショートステイ として実施しています

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

＼こんなことをします／

乳幼児や小学生を子育てする世帯でサポートを求めている「ファミリー会員」と、子育て世帯を支援したい「サポート会員」が、お互いにサポートしあえるための調整を行います。

ファミリー会員3,827世帯、サポート会員455人（令和6年9月現在）

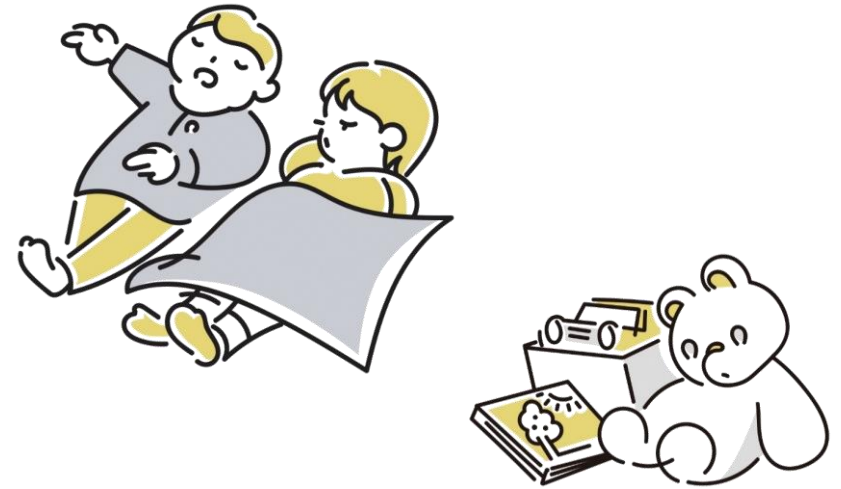


(12) 一時預かり事業



＼こんなことをします／

家庭での保育が一時的に難しい場合に、主に昼間、**保育園や認定こども園**などで、一時的に預かり、必要な保育を行います。



(13) 延長保育事業

＼こんなことをします／

通常の利用日や利用時間以外に、保育園や認定こども園などで保育を実施します。



(14) 病児病後児保育事業



＼こんなことをします／

病院や保育園の専用スペースで、**病気の児童や、病気から回復途中のため集団で保育を受けることが難しい児童を、**一時的に保育します。



(15) ★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和6年7月から試行実施中

＼こんなことをします／

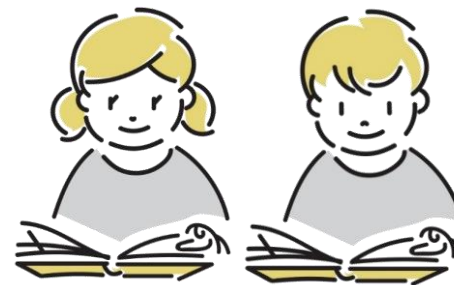
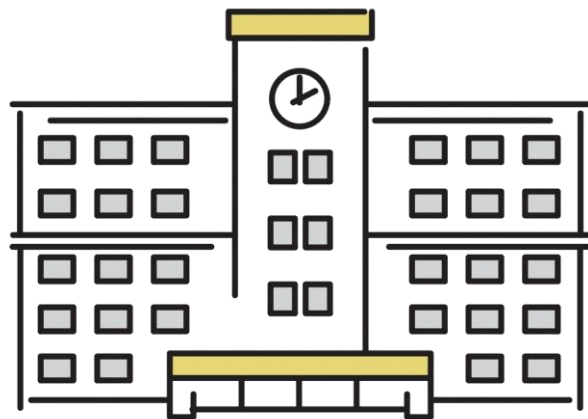
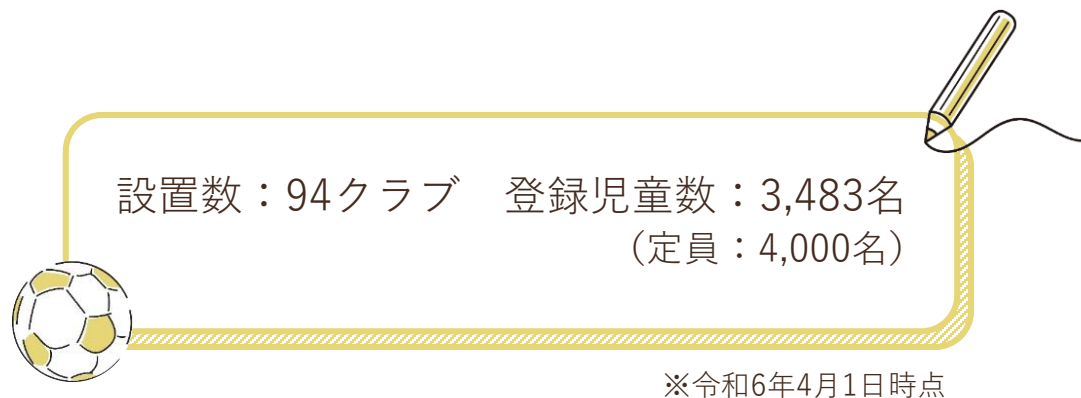
- 保育園等を利用していない未就園児が、利用可能な範囲で保育園等を利用できます。
- 家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わることで、子どもの成長と発達の促進を図ります。
- 保護者の育児不安の解消や、育児負担の軽減を図ります。

(16) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）



＼こんなことをします／

昼間、保護者が家庭にいない小学校の児童が、**放課後等に小学校の教室等を利用**して、適切な遊びと生活の場を提供します。

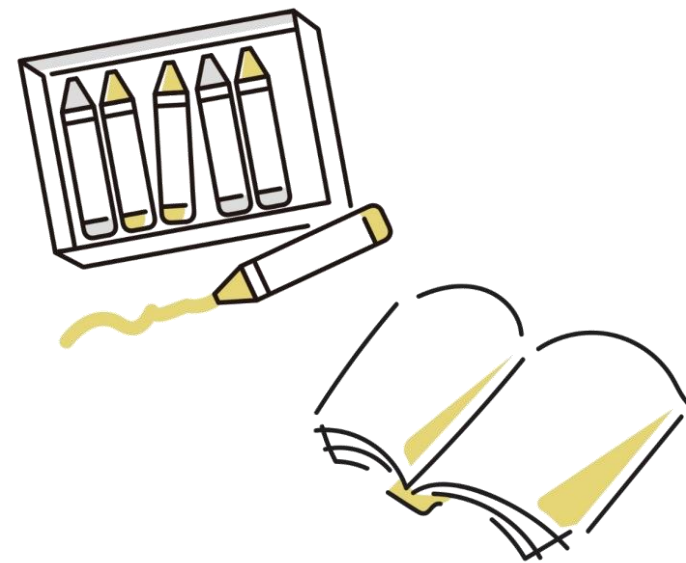


(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業



＼こんなことをします／

教育・保育に必要な日用品や文房具等の購入費用や、行事の参加費用等を、保護者の世帯所得等を勘案して助成します。



(18) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

＼こんなことをします／

- 教育・保育施設の新規参入にあたり、多様な事業者を支援します。
- 私立認定こども園での、特別な支援が必要な子どもの受入ができるよう、良質で適切な教育保育等の提供体制を確保します。

パブリックコメントの募集について



意見募集期間

令和6年12月10日（火曜日）～令和7年1月15日（水曜日）まで

意見提出方法

子ども未来課子ども未来係窓口への直接持参、郵送、ファックス、
北区ホームページ（意見フォーム）からお寄せください。

～皆様のご意見をお待ちしています～

